

岐阜県土地改良事業測量作業規程 改正概要

改正の主旨

この度、令和7年7月22日付けで農林水産省農村振興局の測量作業規程（以下「国規程」）が改正された。

「岐阜県土地改良事業測量作業規程（以下「県規程」）」では、国規程を準用する旨を定めており、今回の国規程の改正に伴い、県規程を改正するもの。

国規程の改正の内容

○作業規程の準則の主な改正点を測量作業規程へ反映

- 1 G N S S 標高測量の新設
現行の「G N S S 測量機による水準測量」の代替となるG N S S 標高測量（3級水準測量）を新設
- 2 新ジオイド・モデル導入及び全国標高改定への対応
- 3 三次元点群データを使用した断面図作成の新設
- 4 航空レーザ測量及び航空レーザ測量のオリジナルデータに点密度を追加
- 5 その他 名称、構成、語句の修正 等